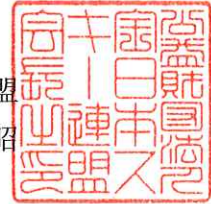


令和4年6月14日

公益財団法人全日本スキー連盟

加盟団体長 各位

公益財団法人全日本スキー連盟
会 長 勝 木 紀 昭



国民体育大会冬季大会スキー競技会に関する規則について（依頼）

平素より本連盟の事業運営にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件について、以下のとおり通知いたします。

この度、本年2月に開催された第77回国民体育大会冬季大会スキー競技会（秋田鹿角）において、一加盟団体の参加資格違反があり、この違反に関して公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）より、指導を受けました。違反の概要は、以下のとおりです。

今回、違反が認められた規則は、添付の『国民体育大会開催基準要項細則』の『⑤選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる』の部分です。（ハイライトを施した部分）

JSPOからの説明として、この部分は、言い換えると『スキー国体に出場する場合、同シーズンに開催される冬季大会であるスケート国体又はアイスホッケー国体には出場できない』。更に言うと、『スキー国体の予選にエントリーする場合、スケート国体又はアイスホッケー国体の予選にエントリーしてはいけない』（スケート国体又はアイスホッケー国体の予選にエントリーしている選手は、スキー国体の予選にエントリーしてはいけない）。』という解釈に至るとのことでした。

この規則の意図は、少しでも多くの方に国体出場の機会を与えるためということでした。また、スキー国体の中で、複数の種目に出場することは、本連盟の責任範疇でありJSPOは関知しないため、同規則の違反には当たらないということでした。

具体的には、一加盟団体の一選手が、アイスホッケー国体の県代表としてブロック予選に出場した後、スキー国体の県予選にも出場し、スキー国体の県代表になりました。同県の冬季国体代表選手結団式の場で、同規則を認識していた同県アイスホッケー連盟の方が気付いたことで違反が明るみになりました。その結果、同選手は、スキー国体への出場を辞退しました。

JSPOの慎重な協議の結果、今回は、同選手及び本連盟への処分は有りませんでした。参加資格の確認不足及び理解不足が原因であったことから、JSPOから本連盟に対して、参加資格の周知徹底と再発防止策を講じることの指導がありました。

つきましては、同規則に限らず、改めて国民体育大会に関する規則を確認し内容を把握した上で、予選会開催要項や貴連盟サイト等を活用し、広く情報を周知していただくと共に主要関係者に対しては、情報共有に遺漏が無い様、通知文書や会議にて直接的な周知徹底を行っていただくよう依頼致します。

選手を守り競技を発展させるためにも、依頼事項の確実な実行をお願いいたします。

以上

国民体育大会開催基準要項細則

1 国民体育大会開催基準要項(以下「本則」という。)第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場地の決定については、当該都道府県が協議の上、日本スポーツ協会の承認を得なければならない。

2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ推進への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備する上での基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(国民体育大会施設基準:42頁参照)

3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

① 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(i) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうちの「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む)

(ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

i) 少年種別年齢域にあった時点において前号(ii)に該当していた者であること。

ii) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(iii)－ii)について、大学及び専修学校等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前々回又は前回の大会(都道府県大会及びブロック大会を含む)に選手又は監督として参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

[注] i)及びii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iii) ふるさと選手(51頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)
[注] 52頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(ii) 少年種別

i) 新卒業者

ii) 結婚又は離婚に係る者

iii) 一家転住に係る者(52頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)

[注] i)からiii)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

iv) JOC エリートアカデミーに在籍する者(53頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)

④ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(i) 本則第18項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(54頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(55頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。

(ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

⑧ 上記のほか、監督については、大会開催年の4月1日以前から本大会終了時まで(冬季大会については、大会開催前年の10月1日以前から本大会終了時まで)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ1~4、教師、上級教師)を保有している者とする。

2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができるものとし、年齢の下限は大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、14歳(中学3年生)とする。

① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、18歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 勤務地

(iii) ふるさと(51頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 53頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

(i) 居住地を示す現住所

(ii) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地